

18. 賃貸で入居する住戸に関する細則

スペリア佐屋区分所有者との賃貸契約で入居する入居者は以下の事を遵守すること。

(管理規約等の遵守)

- 第1条 区分所有者は入居者にスペリア佐屋管理組合の管理規約及び各細則を遵守させること。
また、入居者はそれらを遵守しなければならない。
- 2 区分所有者が負担すべき管理規約第25条第1項の第一号に定める管理費、第二号に定める修繕積立金、第三号に定める専用使用料（トランクルーム使用料、専用庭内駐車場使用料）、第四号に定める駐車場使用料の滞納があった場合は、「管理費等の滞納措置に関する細則」に基づいて措置を行う。

(経費の支払い)

- 第2条 入居者は管理規約第25条第1項の第五号に定める水道使用料、第六号に定める総会で決定した費用、第七号に定めるコミュニティ費用等については管理会社の請求に基づき指定期日までに支払うこと。

(経費の滞納)

- 第3条 前条の支払いが滞納の場合は管理組合は「管理費等の滞納措置に関する細則」を適応できる。

(転居の場合)

- 第4条 入居者が転居する場合は、別紙「転居届出書」を速やかに管理組合に届け出をすること。

(細則の改廃)

- 第5条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

- 第6条 この細則は平成27年4月1日より発効する。